

公益財団法人長岡市スポーツ協会役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人長岡市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第20条及び第32条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、会長及び理事のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、非常勤役員には、報酬等は支給しないが、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、別表第1の常勤役員報酬表に基づき支給する。
- 3 評議員は無報酬とする。

(報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下、「給与規程」という。）に準ずる。

(費 用)

第5条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別表第2により、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公 表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長岡市スポーツ協会の設立の登記の日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月9日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬表 (第3条第2項関係)

区分	報酬額
その通例の勤務時間が常勤の職員の勤務時間に準じた時間である常勤の理事	総支給額1名当たり 年額 4,000,000円以内 月額 225,000円以内 賞与年額 月額報酬額×3.0月以内
上記の理事以外の常勤の理事	月額 30,000円

別表第2 日当及び旅費等 (第5条第1項関係)

日当(県外) (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	公共交通機関 (鉄道・自動車・船舶・航空等)
-------------------	----------------	---------------------------

1, 100円	10, 900円	実 費
---------	----------	-----

※交通手段として、私有車を使用の場合は、1キロメートルにつき20円を支給する。

※県内へ旅行した場合、日当は支給しない。